平成２９年（フ）第９号
福岡県田川市番田町５番16号　山本アパート202号
債務者　志水小百合
1　決定年月日時　平成29年２月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２９年（フ）第２１号
鹿児島県鹿児島市中山町2000番地１　シャイニー中山202号
債務者　赤木　理香
1　決定年月日時　平成29年２月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第３６４号
沖縄県糸満市西崎町３丁目433番地　コーポ勝２－Ｂ
債務者　仲宗根隆子
1　決定年月日時　平成29年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第１２号
沖縄県那覇市樋川２丁目14番10号
債務者　三原マキこと　ミハラ　リンダ　マキ（ＭＩＨＡＲＡ　ＬＩＮＤＡ　ＭＡＫＩ）
1　決定年月日時　平成29年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第１７号
沖縄県那覇市安里２丁目６番23―810号　インペリアルハイム喜納Ⅰ
債務者　宮里　長秀
1　決定年月日時　平成29年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第２５号
沖縄県浦添市内間４丁目11番17号　ラピスコート　204号
債務者　久手堅忠明
1　決定年月日時　平成29年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第１３１号
宮城県栗原市金成沢辺町170番地１
債務者　阿部　雄治
1　決定年月日時　平成29年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月11日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２８年（フ）第１１５８号
京都府宇治市木幡正中15番地の１　フラウメンドルフ112号、前住所京都市伏見区小栗栖中山田町60番地　府営住宅小栗栖西団地17―205
債務者　川俣恵津子
1　決定年月日時　平成29年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１２０１号
京都府宇治市小倉町春日森40番地の15
債務者　枋谷　政一
1　決定年月日時　平成29年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１２４９号
京都市伏見区淀美豆町684番地　ライオンズマンション淀リバーサイド502号
債務者　島本　愛治
1　決定年月日時　平成29年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第２５号
高知県高岡郡佐川町甲2100番地９
債務者　岡　　美希
1　決定年月日時　平成29年２月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月11日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２９年（フ）第９号
宮崎県延岡市富美山町90番地８
債務者　長谷　陽子
1　決定年月日時　平成29年２月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月11日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２９年（フ）第１８号
北海道旭川市金星町１丁目１番65号　旭川市立病院内、住民票上の住所北海道旭川市神楽岡８条３丁目２番13号　チュリス神楽岡Ａ105
債務者　三上　涼太
1　決定年月日時　平成29年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月12日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２４８号
福井市下馬１丁目213番地　アーク福井905
債務者　原田　美也
1　決定年月日時　平成29年２月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月12日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２号
福井県坂井市春江町針原第53号28番地16
債務者　ｃａｆｅ　Ｃｏｍｅ　Ｃｏｍｅこと　長田　大介
1　決定年月日時　平成29年２月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月12日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第７号
福井市成和２丁目1018番地　アペックス成和703、旧住所福井市三十八社町701番地　県住１号棟106号室
債務者　箱岩　正治
1　決定年月日時　平成29年２月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月12日まで
福井地方裁判所民事部破産係